

八代市下請契約報告事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、八代市発注の建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資することを目的とし、八代市公共工事請負契約約款（平成17年八代市告示第133号）第7条の規定に基づく下請負人の通知について必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 監督員は、請負契約を締結した請負者に対し、市から直接請け負った建設工事のうち、下請契約を締結したものについては、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 施工体制台帳（様式1）、下請負人に関する事項（様式2）及び添付書類の写し
- (2) 施工体系図（様式3）
- (3) 作業員名簿（様式4）

2 前項に規定する建設工事のうち、下請業者に発注した工事1件の契約金額が100万円以上となるものについては、加えて次に掲げる書類の提出を求め、適正な契約の締結及び適正な施工体制の確保等について指導するものとする。

- (1) 下請確認票（様式5）
- (2) 元請・下請関係内容表（様式6）

3 第1項各号及び前項各号に掲げる書類（以下「施工体制台帳等」という。）は、下請契約締結の日から起算して21日以内に提出させるものとする。

4 施工体制台帳等は、2部提出させ、受付印を押印の上、請負者に返却するものとする。

(指導内容)

第3条 下請確認票及び元請・下請関係内容表に基づく主な指導事項は次のとおりとし、請負者に対し適切な措置を講じるよう指導を行うものとする。

- (1) 下請契約の締結について
- (2) 下請業者の選定について
- (3) 不当に低い下請代金の禁止について
- (4) 適正な代金支払等について
- (5) 一括下請の禁止等について
- (6) 下請業者の主任技術者の雇用関係について

2 工事発注担当課は、監督員が前項の規定に基づき指導した場合において、請負者に改善の措置がみられないときは、契約検査課に報告するものとする。

3 工事発注担当課は、施工体制台帳等により下請業者が社会保険未加入企業であることが判明したときは、施工体制台帳及び下請負人に関する事項の写しを契約検査課に送付するものとする。

(施工体制台帳等の合議)

第4条 第2条第2項に規定する建設工事については、請負者から提出された施工体制台帳等は、契約検査課に合議するものとする。

(工事現場への備付け)

第5条 監督員は、請負者に、発注者に提出した施工体制台帳等を工事現場に備え付けさせるものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日財務部長専決）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。